

(別紙)
多面的機能支払の実施に関する基本方針（要綱基本方針） 新旧対照表

変更前	変更後
(様式第 2－6 号) 【都道府県から国に提出するもの】 農林水産省様式 多面的機能支払の実施に関する基本方針（要綱基本方針） 1 （略） 2 農地維持支払交付金に関する事項 （1） 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定 ア （略） イ 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方 （ア） （略） （イ） 地域資源の適切な保全管理のための推進活動 推進活動については、活動を 1 以上選択し、毎年度実施するとともに、活動期間中に地域資源保全管理構想を策定する。 （新設） ウ・エ （略） （2） 交付単価 ア 基本的考え方 （ア） 「農地維持支払交付金の交付単価」 - 下記イの（ア）に示した「基本単価」とする。 （イ） 「小規模集落支援の当該活動期間中に限り加算できる交付単価」 - 下記イの（イ）に示した「加算単価」とする。 - ただし、小規模集落支援における 1 小規模集落当たりの交付額は 20 万円（うち国の助成 10 万円）／年を上限とし、 1 対象組織当たりの交付額は 40 万円（うち国の助成 20 万円）／年を上限とする。	(様式第 2－6 号) 【都道府県から国に提出するもの】 農林水産省様式 多面的機能支払の実施に関する基本方針（要綱基本方針） 1 （略） 2 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定 ア （略） イ 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方 （ア） （略） （イ） 地域資源の適切な保全管理のための推進活動 推進活動については、活動を 1 以上選択し、毎年度実施するとともに、活動期間中に地域資源保全管理構想を策定する。 ただし、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 1 項に定める地域計画において、多面的機能支払交付金実施要領別記 1－4 の「地域資源の適切な保全管理のための推進活動に関する活動指針」の第 4 の 2 に定める地域資源保全管理構想に準ずる内容が含まれる場合は、地域資源保全管理構想を作成したとみなすことができる。 ウ・エ （略） ＊ （2） 交付単価 ア 基本的考え方 農地維持支払交付金の交付単価は下記イに示した「基本単価」とする。 （削る）

変更前				変更後			
イ 農地維持支払交付金の交付単価				イ 農地維持支払交付金の交付単価			
(ア) 基本単価				(削る)			
適用	地目	国の農地維持支払交付金の 10 アール当たりの交付単価	国の農地維持支払交付金と一体的に地方公共団体が交付する交付金を加えた交付金の 10 アール当たりの交付単価	適用	地目	国の農地維持支払交付金の 10 アール当たりの交付単価	国の農地維持支払交付金と一体的に地方公共団体が交付する交付金を加えた交付金の 10 アール当たりの交付単価
基本単価	田	1,500 円	3,000 円	基本単価	田	1,500 円	3,000 円
	畑	1,000 円	2,000 円		畑	1,000 円	2,000 円
	草地	125 円	250 円		草地	125 円	250 円
喜界町の基本単価①	田	1,500 円	3,000 円	喜界町の基本単価①	田	1,500 円	3,000 円
	畑	750 円	1,500 円		畑	750 円	1,500 円
	草地	125 円	250 円		草地	125 円	250 円
喜界町の基本単価② (共同活動を 5 年間以上実施した対象農用地及び向上活動支援交付金の対象農用地)	田	1,500 円	3,000 円	喜界町の基本単価② (共同活動を 5 年間以上実施した対象農用地及び向上活動支援交付金の対象農用地)	田	1,500 円	3,000 円
	畑	600 円	1,200 円		畑	600 円	1,200 円
	草地	125 円	250 円		草地	125 円	250 円
(イ) 加算単価 (小規模集落支援)				(削る)			
適用	地目	国の農地維持支払交付金の 10 アール当たりの交付単価	国の農地維持支払交付金と一体的に地方公共団体が交付する交付金を加えた交付金の 10 アール当たりの交付単価				
加算単価	田	500 円	1,000 円				
	畑	300 円	600 円				
	草地	40 円	80 円				
(3) (略)				(3) (略)			
(4) (略)				(4) (略)			
3 資源向上支払交付金 (地域資源の質的向上を図る共同活動) に関する事項				3 資源向上支払交付金 (地域資源の質的向上を図る共同活動) に関する事項			
(1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定				(1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定			
ア (略)				ア (略)			
イ 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方				イ 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方			
(ア)～(ウ) (略)				(ア)～(ウ) (略)			

変更前	変更後																																																																																				
ウ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等 (7) 施設の軽微な補修等 <table><tr><th>区 分</th><th>活動内容の追加</th></tr><tr><td>活動区分</td><td>実践活動</td></tr><tr><td>対象施設等</td><td>農用地</td></tr><tr><td>活動項目</td><td>農用地</td></tr><tr><td>活 動</td><td>30 農用地の軽微な補修等</td></tr><tr><td>活動内容</td><td><u>□農用地進入路の補修</u> <u>生産性の確保による遊休農地発生の防止のために、破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。</u></td></tr><tr><td>活動要件</td><td>－</td></tr></table> <table><tr><th>区 分</th><th>活動内容の追加</th></tr><tr><td>活動区分</td><td>実践活動</td></tr><tr><td>対象施設等</td><td>水路</td></tr><tr><td>活動項目</td><td>水路</td></tr><tr><td>活 動</td><td>31 水路の軽微な補修等</td></tr><tr><td>活動内容</td><td><u>□安全施設の適正管理</u> <u>水路の転落防護柵等の安全施設について、老朽化箇所の補修等の対策を行うなど、適正な管理を行うこと。また、水路内への転落防止や危険区域内への立ち入り防止等のための安全対策として防護柵を設置すること。</u></td></tr><tr><td>活動要件</td><td>－</td></tr></table> <table><tr><th>区 分</th><th>活動内容の追加</th></tr><tr><td>活動区分</td><td>実践活動</td></tr><tr><td>対象施設等</td><td>ため池</td></tr><tr><td>活動項目</td><td>ため池</td></tr><tr><td>活 動</td><td>33 ため池の軽微な補修等</td></tr><tr><td>活動内容</td><td><u>□安全施設の適正管理</u> <u>ため池の転落防護柵等の安全施設について、老朽化箇所の補修等の対策を行うなど、適正な管理を行うこと。また、ため池への転落防止や危険区域内への立ち入り防止等のための安全対策として防護柵を設置すること。</u></td></tr><tr><td>活動要件</td><td>－</td></tr></table> (イ) (略) (ウ) (略) エ (略) (2) ～ (4) (略) 4 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）に関する事項 (1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定 ア (略)	区 分	活動内容の追加	活動区分	実践活動	対象施設等	農用地	活動項目	農用地	活 動	30 農用地の軽微な補修等	活動内容	<u>□農用地進入路の補修</u> <u>生産性の確保による遊休農地発生の防止のために、破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。</u>	活動要件	－	区 分	活動内容の追加	活動区分	実践活動	対象施設等	水路	活動項目	水路	活 動	31 水路の軽微な補修等	活動内容	<u>□安全施設の適正管理</u> <u>水路の転落防護柵等の安全施設について、老朽化箇所の補修等の対策を行うなど、適正な管理を行うこと。また、水路内への転落防止や危険区域内への立ち入り防止等のための安全対策として防護柵を設置すること。</u>	活動要件	－	区 分	活動内容の追加	活動区分	実践活動	対象施設等	ため池	活動項目	ため池	活 動	33 ため池の軽微な補修等	活動内容	<u>□安全施設の適正管理</u> <u>ため池の転落防護柵等の安全施設について、老朽化箇所の補修等の対策を行うなど、適正な管理を行うこと。また、ため池への転落防止や危険区域内への立ち入り防止等のための安全対策として防護柵を設置すること。</u>	活動要件	－	ウ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等 (7) 施設の軽微な補修等 <table><tr><th>区 分</th><th>活動内容の追加</th></tr><tr><td>活動区分</td><td>実践活動</td></tr><tr><td>対象施設等</td><td>農用地</td></tr><tr><td>活動項目</td><td>農用地</td></tr><tr><td>活 動</td><td>30 農用地の軽微な補修等</td></tr><tr><td>活動内容</td><td><u>□農用地進入路の補修</u> <u>生産性の確保による遊休農地発生の防止のために、破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。</u></td></tr><tr><td>活動要件</td><td>－</td></tr></table> <table><tr><th>区 分</th><th>活動内容の追加</th></tr><tr><td>活動区分</td><td>実践活動</td></tr><tr><td>対象施設等</td><td>水路</td></tr><tr><td>活動項目</td><td>水路</td></tr><tr><td>活 動</td><td>31 水路の軽微な補修等</td></tr><tr><td>活動内容</td><td><u>□安全施設の適正管理</u> <u>水路の転落防護柵等の安全施設について、老朽化箇所の補修等の対策を行うなど、適正な管理を行うこと。また、水路内への転落防止や危険区域内への立ち入り防止等のための安全対策として防護柵又は蓋版を設置すること。</u></td></tr><tr><td>活動要件</td><td>－</td></tr></table> <table><tr><th>区 分</th><th>活動内容の追加</th></tr><tr><td>活動区分</td><td>実践活動</td></tr><tr><td>対象施設等</td><td>ため池</td></tr><tr><td>活動項目</td><td>ため池</td></tr><tr><td>活 動</td><td>33 ため池の軽微な補修等</td></tr><tr><td>活動内容</td><td><u>□安全施設の適正管理</u> <u>ため池の転落防護柵等の安全施設について、老朽化箇所の補修等の対策を行うなど、適正な管理を行うこと。また、ため池への転落防止や危険区域内への立ち入り防止等のための安全対策として防護柵を設置すること。</u></td></tr><tr><td>活動要件</td><td>－</td></tr></table> (イ) (略) (ウ) (略) エ (略) (2) ～ (4) (略) 4 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）に関する事項 (1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定 ア (略)	区 分	活動内容の追加	活動区分	実践活動	対象施設等	農用地	活動項目	農用地	活 動	30 農用地の軽微な補修等	活動内容	<u>□農用地進入路の補修</u> <u>生産性の確保による遊休農地発生の防止のために、破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。</u>	活動要件	－	区 分	活動内容の追加	活動区分	実践活動	対象施設等	水路	活動項目	水路	活 動	31 水路の軽微な補修等	活動内容	<u>□安全施設の適正管理</u> <u>水路の転落防護柵等の安全施設について、老朽化箇所の補修等の対策を行うなど、適正な管理を行うこと。また、水路内への転落防止や危険区域内への立ち入り防止等のための安全対策として防護柵又は蓋版を設置すること。</u>	活動要件	－	区 分	活動内容の追加	活動区分	実践活動	対象施設等	ため池	活動項目	ため池	活 動	33 ため池の軽微な補修等	活動内容	<u>□安全施設の適正管理</u> <u>ため池の転落防護柵等の安全施設について、老朽化箇所の補修等の対策を行うなど、適正な管理を行うこと。また、ため池への転落防止や危険区域内への立ち入り防止等のための安全対策として防護柵を設置すること。</u>	活動要件	－
区 分	活動内容の追加																																																																																				
活動区分	実践活動																																																																																				
対象施設等	農用地																																																																																				
活動項目	農用地																																																																																				
活 動	30 農用地の軽微な補修等																																																																																				
活動内容	<u>□農用地進入路の補修</u> <u>生産性の確保による遊休農地発生の防止のために、破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。</u>																																																																																				
活動要件	－																																																																																				
区 分	活動内容の追加																																																																																				
活動区分	実践活動																																																																																				
対象施設等	水路																																																																																				
活動項目	水路																																																																																				
活 動	31 水路の軽微な補修等																																																																																				
活動内容	<u>□安全施設の適正管理</u> <u>水路の転落防護柵等の安全施設について、老朽化箇所の補修等の対策を行うなど、適正な管理を行うこと。また、水路内への転落防止や危険区域内への立ち入り防止等のための安全対策として防護柵を設置すること。</u>																																																																																				
活動要件	－																																																																																				
区 分	活動内容の追加																																																																																				
活動区分	実践活動																																																																																				
対象施設等	ため池																																																																																				
活動項目	ため池																																																																																				
活 動	33 ため池の軽微な補修等																																																																																				
活動内容	<u>□安全施設の適正管理</u> <u>ため池の転落防護柵等の安全施設について、老朽化箇所の補修等の対策を行うなど、適正な管理を行うこと。また、ため池への転落防止や危険区域内への立ち入り防止等のための安全対策として防護柵を設置すること。</u>																																																																																				
活動要件	－																																																																																				
区 分	活動内容の追加																																																																																				
活動区分	実践活動																																																																																				
対象施設等	農用地																																																																																				
活動項目	農用地																																																																																				
活 動	30 農用地の軽微な補修等																																																																																				
活動内容	<u>□農用地進入路の補修</u> <u>生産性の確保による遊休農地発生の防止のために、破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。</u>																																																																																				
活動要件	－																																																																																				
区 分	活動内容の追加																																																																																				
活動区分	実践活動																																																																																				
対象施設等	水路																																																																																				
活動項目	水路																																																																																				
活 動	31 水路の軽微な補修等																																																																																				
活動内容	<u>□安全施設の適正管理</u> <u>水路の転落防護柵等の安全施設について、老朽化箇所の補修等の対策を行うなど、適正な管理を行うこと。また、水路内への転落防止や危険区域内への立ち入り防止等のための安全対策として防護柵又は蓋版を設置すること。</u>																																																																																				
活動要件	－																																																																																				
区 分	活動内容の追加																																																																																				
活動区分	実践活動																																																																																				
対象施設等	ため池																																																																																				
活動項目	ため池																																																																																				
活 動	33 ため池の軽微な補修等																																																																																				
活動内容	<u>□安全施設の適正管理</u> <u>ため池の転落防護柵等の安全施設について、老朽化箇所の補修等の対策を行うなど、適正な管理を行うこと。また、ため池への転落防止や危険区域内への立ち入り防止等のための安全対策として防護柵を設置すること。</u>																																																																																				
活動要件	－																																																																																				

イ 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方 原則，工事 1 件当たり 2 百万円未満とする。ただし，工事 1 件当たり 2 百万円以上の工事を 実施する場合の要件等は以下のとおりとする。 (ア) (略) (新設) ウ・エ (略) (2) ～ (3) (略) 5・6 (略) 【参考添付資料】 (略) 1	イ 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方 原則，工事 1 件当たり 2 百万円未満とする。ただし，工事 1 件当たり 2 百万円以上の工事を 実施する場合の要件等は以下のとおりとする。 (ア) (略) (イ) (ア) の場合において，盛土・切土等の施工（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 2 条第 2 号から第 4 号までに規定される「宅地又は農地等において行 う盛土その他の土地の形質の変更及び土石の堆積に関する工事」をいう。）に当たっては， 土地改良事業計画設計基準等に基づき，安全性の観点から適切に設計・施工を行わなけれ ばならない。 この場合において，土地改良事業計画設計基準等に基づき施工を行うことができない ときは，宅地造成及び特定盛土等規制法の手続に従うものとする。 ウ・エ (略) (2) ～ (3) (略) 5・6 (略) 【参考添付資料】 (略)

(別紙)

(別紙2) 鹿児島県 地域活動指針及び同指針に基づき定める要件（資源向上活動（地域資源の質的向上を図る共同活動）） 新旧対照表

変更前	変更後
第1 地域活動指針及び同指針に基づく要件 1 (略) 2 (略) 3 (略) 第2 活動の説明 1 施設の軽微な補修等 (1) (略) (2) (略) (3) 実践活動 ア (略) イ 水路に関する活動内容 31水路の軽微な補修等 ① (略) ②附帯施設 □給水栓ボックス基礎部の補強 ・特に洗掘を受けやすい給水栓ボックス付近の洗掘が判明した場合、補修等の対策を行うこと。 □破損施設の補修 ・破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。 □給水栓に対する凍結防止対策 ・特に冬期間を中心とした低温期及び夜間の低温を原因とするパイプ等の破裂防止のために給水栓ボックスに保温材を投入するなどの保温対策を行うこと。 □空気弁等への腐食防止剤の塗布等 ・空気弁，バルブ，制御施設等のパイプライン附帯施設の機能を継続的に発揮させるために，腐食防止剤の塗布，清掃等のきめ細やかな保全管理を行うこと。 □遮光施設の補修等 ・アオコによる通水障害やかんがい施設の損傷等を防止するために設置している遮光施設の補修や設置を行うこと。	第1 地域活動指針及び同指針に基づく要件 1 (略) 2 (略) 3 (略) 第2 活動の説明 1 施設の軽微な補修等 (1) (略) (2) (略) (3) 実践活動 ア (略) イ 水路に関する活動内容 31水路の軽微な補修等 ①水路 (略) ②附帯施設 □給水栓ボックス基礎部の補強 ・特に洗掘を受けやすい給水栓ボックス付近の洗掘が判明した場合、補修等の対策を行うこと。 □破損施設の補修 ・破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。 □給水栓に対する凍結防止対策 ・特に冬期間を中心とした低温期及び夜間の低温を原因とするパイプ等の破裂防止のために給水栓ボックスに保温材を投入するなどの保温対策を行うこと。 □空気弁等への腐食防止剤の塗布等 ・空気弁，バルブ，制御施設等のパイプライン附帯施設の機能を継続的に発揮させるために，腐食防止剤の塗布，清掃等のきめ細やかな保全管理を行うこと。 □遮光施設の補修等 ・アオコによる通水障害やかんがい施設の損傷等を防止するために設置している遮光施設の補修や設置を行うこと。

